

令和5年度 第1回昭和町都市計画審議会 議事録要旨

・日時 令和5年6月28日(水) AM10:00～10:45

・場所 昭和町役場 別棟北会議室

・出席者 昭和町長 塩澤浩

事務局 都市整備課 課長 鷹野利仁、係長 望月恭平、主事 辻野廉

委員【学識経験者】 会長 中澤正志、上杉恒雄 望月保、保坂正広

【町議会議員】 副会長 金丸富一、小林耐三、河住保茂

(敬称略) 計11名

<意見概要>

○議事：第1号議案 ルネサスエレクトロニクス(株)の工場再稼働に伴う「甲府都市計画昭和町特別工業地区建築条例(以下「条例」という。)第2条第1項ただし書きによる許可申請」の取扱いについて
・平成26年10月に閉鎖されたルネサスエレクトロニクス(株)甲府工場K6棟の再稼働にあたり、建築確認申請(計画変更)の申請が必要となり、計画予定地については町が条例で指定した特別工業地区に属しており、計画内容の一部において条例で規制される建築制限(危険物の貯蔵又は処理に供するもの)に抵触する内容があったため、条例に基づく許可申請書が提出されました。町が許可書を交付するにあたり、条例第2条第2項の規定に基づき都市計画審議会で意見を聞くことになりました。

具体的な内容について、対象危険物であるアルコール類(イソプロピルアルコール(IPA))の貯蔵又は使用する予定の数量が、法令等による指定数量の制限範囲を超えている点について審議を行いました。

検討項目は主に、①対象危険物の安全対策について、②環境公害対策について、③地元住民等との合意形成について、以上3項目について説明を行いました。

(質問)

条例に基づく許可申請が提出された経緯について、工場の再稼働は建築する行為に当たるのでしょうか。

(回答)

工場は既に建築されていますが再稼働にあたって、建築基準法に基づく建築確認申請(計画変更申請)が再度必要になり、その手続きに条例による許可申請書に対する許可書の添付が必要になるため、この度許可申請書が提出されたこととなります。

(質問)

対象危険物であるアルコール類の貯蔵又は使用量が指定数量の制限を超えることについて、必要量についての説明をお願いします。

(回答)

工場の再稼働に伴い必要となる見込みの最大量ということで数量が計算されています。その見込みの最大量の数量が、指定数量の制限を超えていることとなります。

(質問)

平成12年にルネサスエレクトロニクス(株)の前身である日立製作所(株)が工場を新築することに伴い、条例で規制される薬品の使用等があることについて都市計画審議会が開催されているという説明がありましたが、今回も使用する薬品があると思いますが審議事項には無いのでしょうか。

(回答)

今回提出された許可申請書は、危険物の貯蔵及び使用に関する内容ですが、令和5年1月に今回の申請とは別に使用する薬品等についての許可申請書が提出されております。その内容を確認したところ、使用する薬品等については、製造工程や薬品等の物質等の変更を伴わない事業計画と認められるため、既に平成12年に同内容について都市計画審議会にて審議され承認されていることから、許可を要しないとの判断になりました。

(質問)

地元にも説明を行って承認を得ているとの説明がありましたが、詳細を教えてください。

(回答)

昭和町においては、ルネサスエレクトロニクス(株)の担当者が、地元の築地新居区の区長及び第15組の組長とその組の住民(希望者)に、公会堂で工事内容やスケジュール等の説明を行っているとのことです。また、7月17日(月)に予定されている築地新居区的全組長を対象にした説明会においても、同様に説明を行う予定であるとのことです。

なお、甲斐市においては、玉川西区の区長との協議の結果、コロナウイルスの感染症対策のため説明会ではなく、区長が代表して説明を受けたとのことでした。

(質問)

環境公害対策について、一部の法令等については現在手続き中又は今後手続き予定のものもあるとのこと、その認可等の見込みや町として許可書を交付するタイミングについては大丈夫でしょうか。

(回答)

ルネサスエレクトロニクス(株)から提出された資料等や聞き取りを行った内容によると、手続き先の各担当と既に協議済みで認可見込みであるとのことですが、事務局の方で手続き状況等を確認の上、許可の手続きを進めたいと思います。

(質問)

7月17日(月)に予定されているルネサスエレクトロニクス(株)と築地新居区の説明会には、事務局も参加する予定ですか。また、区長等から参加依頼等はありませんか。

(回答)

現在のところ、区長等だけでなくルネサスエレクトロニクス(株)からも参加要請等はないため、予定

しておりません。今後、必要に応じて検討させていただきます。

(質問)

危険物の安全対策については、事務局が実際に工場へ足を運んで確認を行ったのでしょうか。

(回答)

実際に目視で確認したわけではなく、安全対策として提出された資料に記載されている内容等から検討を行いました。

(質問)

汚水について、敷地外の水路へ流出するということはないでしょうか。

(回答)

汚水対策については、製品安全データシート（SDS）により適切に処理を行い排水する計画となっています。また、処理が出来ないものについては産業廃棄物として廃棄されるとのことです。

(意見)

特別工業地区のエリアには住宅街もあるため、安全対策については十分に対応してもらう必要があると思います。

(回答)

平成12年の都市計画審議会においても同様の議論があり、許可書に「安全対策について十分に留意すること」等という条件を付しております。今回も前回と同様に安全対策に対する条件を付して許可することを検討しております。

○議事：その他

(意見)

市街化調整区域の地区計画の方針について、都市計画審議会での協議を行った方が良いのではないかという意見ですが、検討してもらえますでしょうか。

(回答)

市街化調整区域の地区計画の方針については、素案が既に出来ており、町長や上層部等の判断を考慮しながら進めている状況になりますが、まだ都市計画審議会へ報告を行うことが出来るまで内容が煮詰まっていないため、今回は説明を延期させていただきました。方針が固まり次第、出来れば今年度中に策定したいと考えておりますので、また都市計画審議会において審議させていただく予定です。